町議会速報

No. 8

(56年6月30日)
自治医科大学教職員住宅2−2
村尾光子
TEL 0285−44−5418

南河内町議会第2回定例会は、6月18日招集され、専決処分事件の承認2件、条例改正1件、補正予算2件を原案通りに可決し、請願1件について採択致しました。以下に、その内容について、簡単に御報告致します。

I. 6月18日 定例会本会議（9:00〜11:30）

(1) 会期決定 6月18〜20日　19日は休会

(2) 町長挨拶

1. 都市計画、新駅設置について：新駅は近く起工式が行なわれる。市街化区域については、地元出身の3議員を核として、住民との接触を始めた。東部コミュニティー施設としての体育館は7月に通産省より補助金の内示がある予定で、その後直ちに着工する。下野薬師寺整備については、第1回推進協議会を開き、近く第1回専門委員会の会合を予定している。
2. 晩霜被害（5月31日）について：かぼちゃ、かんぴょう合わせて町内の被害は約5千万円、県へ農災条例適用の申請をした。
3. 収入役山口氏は、5週間の病気療養中、代行は出納室大島かつ子氏が勤める。
4. 提案議案説明

(3) 専決処分した事件の承認（一括上程　全員賛成）

1. S.55年度町一般会計補正予算（第6号）
   - 地方交付税が当初見込みより46,921千円増収
   - 町債農道整備事業費の起債枠決定 −2000千円
   - など

   } 77734千円増 ──→ 財調基金として積立

2. 町税条例の一部改正：地方税法の一部改正（S.56.3.31公布）に伴う措置
   - ① 均等割所得規準額を18万円より19万円に引上げる。
   - ② 法人税の課税対象の規定変更
   - ③ 個人の町民税の所得割の非課税の範囲を広げる：総所得が{27万円×(扶養親族+1)}以下であるとき、所得割は課さない

(4) 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案通りに可決した。（全員賛成）

主な内容：地方税法一部改正により、賦課限度額の引上げ（24万円→26万円）、軽減対象世帯の基準加算額の引上げ、軽減対象世帯の減額改正

(5) S.56年町一般会計補正予算（第1号）を原案通りに可決（全員賛成）

主な内容：

歳入：県支出金 21953千円増（11,228千円となる）
- 県単松くい虫防除事業（S.55冬期分含めて）補助 20499千円
- 中学校心臓検診費 140千円
- 幼児交通安全教育推進施設指定補助 300〃
- 地域スポーツ活動、体力づくりモデル事業 731

歳出：
- 総務費：庁内電話交換業務委託 800千円（+620千円、当初で予算化）
- 土木費：新駅設置起工式の特別分担金 500千円（県は1000千円、国分寺町500千円）
- 教育費：青年の船 2名派遣 276千円

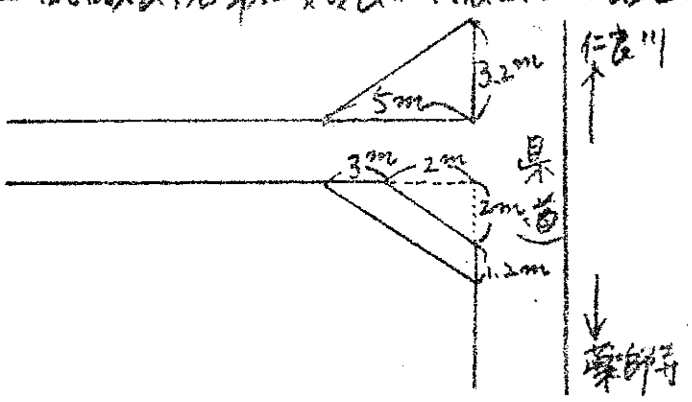
など

(6) S.56年度町農業共済特別会計補正予算(第1号)　　(全員賛成)
退職者への退職手当負担金 1856千円を繰越金より充当する。

(7) 郵便貯金の現行制度の存続を求める請願を全員一致で採択
紹介議員:舘野鉄男, 舘野昇, 請願者:野口実(薬師寺1441番地)
主旨:内閣総理大臣の諮問機関として「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」が設置され、審議目的は、1.金利決定方式の一元化, 2.官業への資金集中の見直し, 3.金融分野における官業のあり方　であるが、国民の立場から、現行法がそのまま存続するよう要望する。
意見書は、内閣総理大臣, 大蔵大臣, 自治大臣へ提出する。

II 6月20日 (9:00〜15:30)
(1) 一般質問　通告順7名　(別欄記載)
(2) 建設常任委員会報告 : S.55 12月定例会にて付託されている事務検査について(役場南側入口隅切)
経過　事務手続は問題ない
全員協議会の意向を受け、正・副議長、各常任委員長が代表団として話合い実施の結果円満に解決した。

その結果、南・北側共に、3.2m、5mの隅切を実施する。



役場

質問者	質問内容	答弁
永山二郎	1. 町広報について (1)町民憲章を載せよ (2)町の木・花・鳥を制定せよ (3)議会だよりを常設にして、傍聴者の一口感想を載せよ。	1.(町長)広報は、普遍的に町民に知らせるもので、内容については今後検討する。(1)広報の表紙は担当者が最も苦心するところで、今後は紙面効果を考え、憲章を載せるようにする。県下49市町村中26市町村が憲章制定、うち数自治体が広報にのせている。(2)以前、憲章制定委員会に提案したが、制定の意義が住民に理解できるように選定するのは難しく、話が煮つまらなかった。社会教育委員会で論議させる。
	2. 水田再編対策について、県はイチョウ木の植付を奨励しているが、町は何故指導しなかったか。24万円/10aの収益があると聞いているが。	2.(経済課長代理)いちょうは花木類で、品目間に需要のバラツキがあり、現在イチョウについては販路が確定されていない。現在、町内に花木栽培地は約2反で、積極的に取組んでいなかった。研究を重ね動向をみながら検討する。
	3. 中学校のゆとりの教育の中に勤労体験学習として農業後継者育成事業を盛込め	3.(教育長)道徳・特活の中で、学校行事に関係した勤労生産活動をする。用地確保、時間、指導者などの条件が整わず農園経営はむつかしい。義務教育の中に後継者育成を盛込むのは、指導要項上難しい。南河内中では、土に親しむことから園芸クラブを作り300坪の土地に野菜を作り学校花壇経営もしている。
	4. 小学校の学習について、S52〜55年度の各学校の学習特色とその効果はどうか。	4.(教育長)現在1学級45〜19名の学級人数で、少人数では、社会性・協調性、切磋琢磨に欠ける傾向にあり、一概に少人数良しとはできない。各学校は自主的に研究テーマを掲げ、その為に、特別の予算措置はしない。実験学校の指定の時は別。

質問者	質問内容	答弁
大沼多二郎	1. 自治医大周辺開発区域の南の行政境界線は、国分寺町と入組んでいるが、変更についてはどう考えるか。	1.(町長)行政界の変更はおきてくる。現在検討中であり、国分寺町と協議して決める。あくまで等積交換で道路を区切とするを基本に考える。公団が示している土地利用計画は原則的に変更しない。
	2. 開発区域内の町有地の利用法、扱い方はどうであるか、考えるべき時期にきているのではないか。	2.(町長)長期的に考え、決定に関しては、議会とも相談する。土地の換地もまだ全く手をつけていないので、公団に事業を肩替わりしてもらっている状態なので、町だけが考えるのはよくない。
吉田浩二	1. 流域下水道終末処理場予定地の残地利用について、地元は、教育施設の誘致を望んでいるが、霊園墓地という話を聞いたがどうなっているか。	1.(町長)予定地は、行政区域内ではないが、町としては重大な関心を示しており、県に提出した意見書にも盛込まれている。上三川町とも協議し、協調する。残地利用について、県庁内にプロジェクトチームができているようだが、高校という話は出ていない。県は大局的に検討するようだ。
	2. 町有運動場の設備整備について、トイレ等管理が行届いていない。	2.(町長)町民のモラルの低さは慨嘆に耐えない。トイレは公民館職員が時折掃除・修理しているが、わざわざ壊すべくして壊されている。近いうちに、別な場所に旧式(近代的なものはダメ)のものを作る。
佐伯義郎	1. 農協合併について、S.55年の両組合総会では、関心が高まっていた。長期総合計画には農協組織強化がうたわれているが、どの様に考えているか。	1.(町長)合併は農協組合員の意識と、それをとりまとめる役員が必要。両組合長には検討するよう伝えた。県担当者、農協中央会より働きかけをすることになった。2年位の間には、実現させたい。
	2. 自治医大周辺開発について、事業実施の段階にきた今、どの様に行政組織を拡充するのか。又長期総合計画には公園墓地が入っているが、公団の土地利用計画には場所が示されていないが……。	2.(町長)現在町職員は、すべてを含めて102名、学校・企業など組織には18である。人的配置は充分ではないので、本年5名、来年数名、逐次増員する。都市計画については、事業進行をみながら内部機構を変えるなど対応する。公園墓地は、町として要求しているが、公団は地価の点などから難色を示している。どうしても実現できない時は、事業者に代替物を実施させる。 (企画課長)助役をチーフに庁内関係課長で公共公益施設研究会を組織し、開発に付随して派生する公共施設について、検討し、公団と定期的に接触している。
館野鉄男	1. 長期総合計画について (1)簡易上水道を吉田地区に……とあるが、現在水道に加入していない地域も考えよ。	1.(町長)(1)計画的に東部[illegible]地区を利用して、簡易水道の具体案を考える。来年度、農村整備総合モデル事業、集落定住促進事業の中で考えられる。農業振興のうえでも、集落ごとに対応できそうだ。
	(2)流域下水道計画に付帯されている都計審の4条件は、どの様に実施されているか。	(2)条件を満たす為に町として最大限に努力している。事業主体は県であり、県が直接対応し、推進協議会の中で考える。5月20日の協議会総会で強く要請した。処理場周辺:推進協議会、公共下水道:都市計画、仁良川は公団事業計画(区画整理事業)の中で盛込む。
	(3)仁良川区画整理事業の手法はどうか。	(3)当時は町として 強足りなく、時期尚早であった為、進まなかった。行政ベースで進め過ぎたせいもある。住民の意識、対話が大事、地元出身の議員が核となって、取り合えず班長を対象に話し合いとしている。
	2. 農業用水水質汚濁防止の点から、工場も管浄化装置を推進せよ。	2.(町長)S.55、56年と計8コモデル設置、今のところ極めて優秀。57年度より、積極的に進め助成する。
	3. 自治消防団の人数の削減をせよ。	3.(町長)少なくても人員確保は難しい。団としてもまとまりにくい。行政面積大、集落点在などが歴史的に、人数多の理由である。広域の本部長と協議して、開発区域内に、現在の南河内・国分寺の各分署を統合した形で作りたい
	4.(1)当初文書配達の為の公仕雇用の予定であったが、何故職員がしているのか。	4.(1)(助役)職務が特殊なので、人材限定される。採用に努力したが、適任者がない。今後更に努力する。それまで職員に依頼。
	(2)各課で連絡を密にせよ。	(2)(助役)現在火・金曜日にしている。できるだけ、はがき・封書を利用。緊急の問題のみを配送する。
	(3)家畜損害防止事業の町の指定獣医巡回は、まだ実施していないのは何故か。	(3)(経済課長代理)6月18日に獣医師設置要項公布、同日委嘱状を出した。遅れているが、早急に実施する。

質問者	質問内容	答弁
舘野鉄男		(町長)受入れ側(農家)の体制を打診していた為遅れた。徴収は意欲的に取組む姿勢を示している。
村尾光子	1. 石けん化推進について (1) 学校給食に於いて、八王子視察後、学校・教育委員会は、どの様に方向づけをしているか。	1.(1)(教育長) 視察結果、石けん化の為には大規模な改善が必要であることが分り、現段階では現在のヤシミ洗剤が適当と考える。現況のままで良い石けんができれば切替える。各学校には、充分研究するよう指示してある。
	(2). (1)に関しての財政措置は如何に考えているか。	(2)(町長) 開発区域内には、小・中学校、保育所或いは幼稚園が設置され、大局的に解決をはかる為給食センターを持ちたい。
	(3) 石けん化運動についての町の基本姿勢は何であるか。無りん合成洗剤と石けんと同等に考えているのか。	(3)(保・衛課長) 政府の公式見解によれば常識を逸した使い方をしなければ、人体に影響ないとしている。現在問題になっているのは環境へのりんの影響であるから、りんを除けばよいと考える。しかし安全性の点、今後研究をする。町広報へは、8月号に載せ、町民へ石けん無りん合成洗剤の普及に努める。
	2. 栗小の新学期半ばのクラス編成替えについて (1) 子どもを主体に考えたか。実施にあたり基本姿勢は何であったか。	2.(1)(2)(教育長) 予定していた1名ばかりではなく、4月に入って急に転出者1名があった。が、事務手続が間に合わず止むなく2学級となった。学校はあくまで3学級維持を目指して郡教育事務所を通じ、県へ働きかけたが、制度上致し方なかった。県町村教育委員会の役員をしているので今後全国へ向けて、法改正の働きかけをする。
	(2) 県・国に対し、事前に何らかの働きかけをしたか。非合理な法律改正の働きかけをせよ。	(2)(町長) 解決の為に何か手立てを考えたい。根強く働きかけをする。
	3. 4月実施の庁内配置替えについて、公民館内に教育委員会すべてが配置されているねらいは何か。	3.(町長) 一か所で、教育長統括のもとに一貫して行政できるのがねらい。町村は通常混然一体である。それ程問題があるとは思われない。"偉い人がいて足が遠のく"という利用者があるなら、ゼネレーションのギャップをなくするのも社教の役目であることを説明せよ。
	4. 自治医大周辺開発について (1) 公団より示された行政センターの具体的構想を示せ。	4(町長)(1) 将来当然必要になると考えられる公的機関(郵便局・駐在所・消防・町行政機関など)の為の面積確保の為であって、示された場所に集中して設置されるとは限らない。内容はまだ決まっていない。
	(2) 開発区域の住民の為の集会所或いは自治公民館等は、どの様な形で設置されるか	(2) 当然新しい組織ができるが、その為に町が一切面倒をみることはない。30〜50%公団、50%住民負担のようだ。
	5. 流域下水道計画について、工場排水除外は、流総計画の中に盛込ませる交渉は、どの様に進んでいるのか。	5.(企画課長) 資源再利用の為、汚泥中の重金属をカットする為、どんなに小規模な工場でも、排水除外するよう要求している。公害防止協定を結ぶ際は、地権者・県と同時に、自治体の長も立合う。
薄田数男	国際障害者年について 1. 町としての具体的な広報活動を示せ。障害者の実態を把握せよ。	1.(町長) 広報活動は意義あるものと考え、小・中学生に記録映画上映して感想文を書かせる。「障害者も1個の人格」というのがその主旨だ。又ノボリを立てる。「自衛官募集」の看板は書き替えない。町内障害者は手帳を受けているもの334名、身障者相談員が2名いる。
	2. 障害者の為に保育所の体制・設備を整えよ。	2.(住・福課長) 現況で間に合っている。近隣町村をみると、その為に施設を整えることはない。軽度であれば、希望があれば入所させる。
	3. 国に対し、障害者対策特別措置法の制定を働きかけ、町としても総合的に対策前進させる為に条例制定せよ。	3.(町長) 関係する県の機関と協議して検討する。
	4. 障害者対策審議会を設置せよ(3. の一貫として)	4.(町長) 現在でも組織・機構は大きいと考えるので、充分に活用する方向で、審議会設置はしない。身障者連絡協議会と相談って、すべて対応する。
	5. 新たに障害者をつくらない対策として、乳幼児期の早期発見を体制化せよ。	5.(保・衛課長) 現在3・6・12か月・2.5才児のそれぞれの月齢に合わせた機能検診を、医師・保健婦のもとに実施し、異常児の早期発見に努めている。

お詫び:舘野鉄男議員の質問に対する答弁1.(2)中、公団事業計画とあるのを実施計画と訂正致します。

以上、村尾のメモをもとに書きました。不備の点、御了承下さい。

後記:一般質問は、5回まで再質問ができます。一年余経験した今でも、充分に答を引出すことができず、反省しています。執行部の答弁は、非常に技巧的な感を強く致しました。何も分らない町民にも、納得のいく答えが欲しいものです。20日には上三川町より7名程の議員が終日傍聴に見えました。非常に緊張致しました。その日、わが町の議員の出席者は、午後には、議長を含め12名(18名中)となりました。7月16日、農業委員選出の為の臨時議会が予定されています。